

主権者教育の確立と投票機会の拡充を求める意見書

公職選挙法が改正され、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられた。1945年に選挙権年齢が20歳以上の男女とされて以来、70年ぶりの大改革である。

18歳選挙権の実現は、若年層の社会参加、政治参加を推進させ、民主主義をさらに発展させるためにも、大いに期待されるものである。

については、国におかれては、主権者教育の確立と投票機会の拡充を推進するため、次の事項について強く要望する。

- 1 政治的中立性を担保した上で、初等中等教育段階から、国や地域、社会における現実の課題や争点について自ら考え、判断し、行動する能力を育てるための主権者教育を推進する仕組みづくりを行うこと。
- 2 投票区にとらわれず駅や大学構内など、有権者それぞれが最も利便性が高いと考える投票所の創設や期日前投票所の開閉時間の弾力化など、投票機会を拡大するためのハード整備を行うとともに、そのための適切な財源の確保と必要な法制度の整備を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月 18 日

衆議院議長	大	島	理	森	殿
参議院議長	山	崎	正	昭	殿
内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
総務大臣	高	市	早	苗	殿
文部科学大臣	馳			浩	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿

京都府議会議長 植 田 喜 裕